

鎌ヶ谷市建設工事等暴力団対策措置規程

(平成 12 年 3 月 28 日 訓令第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の適正な履行の確保に資するため、建設工事等から暴力団（**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条**に規定するものをいう。以下同じ。）の介入を排除する措置について、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名除外)

第 2 条 市長は、建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が、**別表**に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、あらかじめ鎌ヶ谷市指名業者選定委員会に諮り、同表に定める期間、当該有資格業者に対し指名除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合について、当該有資格業者と同一期間指名除外を行うものとする。

3 市長は、指名除外を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名除外に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名除外に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、**別表**に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

第 3 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により指名除外を行ったときは、指名除外通知書（別記**第 1 号様式**）により当該有資格業者に通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格業者に対する通知を省略することができる。

2 市長は、前条第 4 項の規定により指名除外の解除を行ったときは、指名除外解除通知書（別記**第 2 号様式**）により当該有資格業者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 4 条 市長は、指名除外の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負の禁止)

第 5 条 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が市発注工事の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外の性格)

第6条 この規程の定めにより措置される指名除外は、[鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程](#) (平成7年鎌ヶ谷市訓令第15号)の規定により措置される指名停止と同一の効果を持つものとし、第2条及び前2条に定めるもののほか、指名除外の期間中において市が発注する競争入札には参加できないものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求の際の措置)

第7条 市長は、市発注の建設工事等の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。この場合において、市長は、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、市発注工事の受注業者の下請業者が、暴力団による工事妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(関係機関への協力要請)

第8条 市長は、この規程に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

措置要件	期間
有資格者業者若しくは有資格業者の役員等(代表者、非常勤職員を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職のものをいう。)が暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
有資格者業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団	当該認定をした日か

<p>関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>ら2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>有資格者業者又は有資格者業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>有資格者業者又は有資格者業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>

別 記

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

鎌ヶ谷市長



指名除外通知書

このたび、貴 様が下記指名除外の事由に該当していると認められるため、指名除外を行うこととしたので、鎌ヶ谷市建設工事等暴力団対策措置規程第3条第1項の規定により通知する。
指名除外の期間中改善が認められた場合には、指名除外を解除することとなるので、早急に対処されたい。

記

- 1 指名除外の事由 鎌ヶ谷市建設工事等暴力団対策措置規程別表 第 項
(該当する措置要件を記載する。)
- 2 指名除外の期間 年 月 日から 月間を経過し、改善が認められたと認められたときまで
- 3 指名除外の効果 指名除外の期間、鎌ヶ谷市の発注する競争入札に参加できないほか、市と随意契約を結ぶこと及び市と契約した業者と下請負契約を結ぶことはできない。

第2号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

鎌ヶ谷市長



指名除外解除通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 に対し
て指名除外を行った旨を通知したところであるが、当該指名解除の事由となった行為に改
善が認められたため、当該指名除外を解除したので、鎌ヶ谷市建設工事等暴力団対策措置
規程第3条第2項の規定により通知する。